

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日 作成

法 令 名：	道路交通法
根 拠 条 項：	第105条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要：	運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：	石川県公安委員会
法 令 の 定 め：	道路交通法第104条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）第105条の 2 第 1 項（運転経歴証明書及び運 転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手續）
審 査 基 準：	（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：	交付の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付し、又は特定免許情報を記録した石川県公安委員会に対して行われた場合にあっては、当該申請の当日中（大聖寺、小松、能美、羽咋、七尾、輪島、珠洲の各警察署及び鶴来、穴水、能登の各庁舎へ申請した場合は 1 4 日（行政庁の休日は含まない。）免許情報記録に係る申請の場合は当日中）
申 請 先：	石川県警察本部運転免許課免許係又は大聖寺、小松、能美、羽咋、七尾の各警察署管内に住所を有する者は住所地を管轄する警察署交通課、白山警察署管内に住所を有する者は鶴来庁舎免許係、輪島、珠洲の各警察署管内に住所を有する者は住所地を管轄する警察署の交通課若しくは分庁舎免許係
問 い 合 わ せ 先：	石川県警察本部運転免許課免許係（電話076-238-5901内線316）
備 考：	